

18 歳成年 消費者トラブルを早期解決

～若年者向けの消費生活相談専用窓口を3月1日に開設します～

令和4年2月24日
京都府府民環境部
消費生活安全センター
075-671-0030

令和4年4月からの成年年齢の引下げにより、18歳から親の同意を得ずに様々な契約ができるようになることから、消費者トラブルに巻き込まれる若年者の増加が危惧されています。

京都府では、若年者の消費者トラブルの早期解決を図るため、概ね22歳未満の若年者を対象とした消費生活相談窓口を以下のとおり開設しますので、広く周知いただきますようお願いいたします。

1 電話相談窓口

【名称】若年消費者ほっとダイヤル

【電話】075-671-0044

【相談時間】月曜日～金曜日（祝休日、年末年始を除く）9時～17時



2 SNSを“入口”としたインターネット相談窓口

【名称】Under22 消費生活相談窓口

【対応時間】月曜日～金曜日（祝休日、年末年始を除く）9時～17時

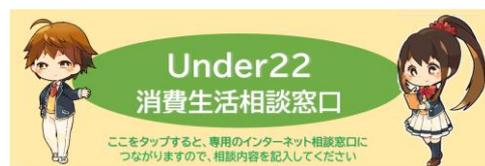
※御相談は、24時間受け付けております。

【利用手順】①京都府消費生活安全センター公式 SNS のプロフィール画面から相談フォーム URL 又はリッチメニュー画像をタップ

②専用フォームに相談内容を記入

③上記時間内に消費生活相談員が返信

【URL】https://www.pref.kyoto.jp/shohise/young_soudan.html



困ったときは
まず電話！
迷ったときも
すぐ電話！



京都府18歳成年
応援キャラクター
御池京一郎

敷金
戻らないの？



京都府18歳成年
応援キャラクター
乙訓琴美

お試しじゃない？
また届いた…



あなたを消費者トラブルから守りたい 消費生活相談

もしかして、マルチ？お試しじゃなく定期購入？困った時はすぐ電話！

若年者専用電話相談【相談時間】平日午前9時～午後5時

☎ 075-671-0044

京都府消費生活安全センターにつながります



SNSから相談【対応時間】平日午前9時～午後5時

インターネット消費生活相談につながります

※ご相談は、24時間受け付けております。



あなたの近くの
消費生活センターにつながります



©消費者庁

京都府消費生活安全センター



Twitter



Facebook



Instagram



LINE



京都府消費生活安全センター 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ西館2階

☎(消費生活相談):075-671-0004【平日午前9時～午後4時】FAX:075-671-0016